

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2026年4月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p>
<p>別記 1～10 (略)</p> <p>10の2 電気通信役務契約等状況報告等 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、I P通信網契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。</p> <p>11～18 (略)</p>	<p>別記 1～10 (略)</p> <p>10の2 電気通信役務契約等状況報告等 <u>(1) 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、I P通信網契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。</u> <u>(2) I P通信網契約者は、MVNOとしてI P通信網サービスを利用して電気通信事業を営む場合には、その事業の開始、事業内容の変更又は事業の休廃止にあたりあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知する等、当社が(1)の報告を行う上で必要な協力をするものとします。</u></p> <p>11～18 (略)</p>
	<p><u>附 則（令和8年3月30日 CNS1サ第000400016328-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</u></p>